

習志野市教育委員会会議録
(令和2年第9回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和2年9月16日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後2時47分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 天 田 正 弘 |
| | | 生涯学習部長 | 塚 本 將 明 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部技監 | 遠 藤 良 宣 |
| | | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 |
| | | 学校教育部副参事 | 芹 澤 佐知子 |
| | | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 野 村 健 一 |
| | | 指導課長 | 杉 山 健 一 |
| | | 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 |
| | | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 |
| | | 社会教育課長 | 藤 原 友 哉 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 青少年センター所長 | 加 藤 努 |
| | | 中央公民館長 | 河 栗 太 一 |
| | | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 |
| | | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 |
| | | 学校教育部主幹 | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 佐久間 心 之 |
| | | 学校教育部主幹 | 大 塚 良 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 篠 宮 淳 一 |
| | | 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 |
| | | 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 |
| | | 学校教育部主幹 | 坂 口 修 史 |
| | | 生涯学習部主幹 | 妹 川 智 子 |
| | | 指導課主任指導主事 | 荻 原 洋 |
| | | 指導課主任指導主事 | 小 林 徹 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- (2) 臨時代理の報告について(令和元年度教育費決算について)
- (3) 令和2年度1学期いじめアンケートの集計結果と考察について
- (4) 東習志野7丁目に建設予定の遊技場(パチンコ店)について

第3 議決事項

議案第31号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

議案第32号 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について

第4 協議事項

協議第1号 (仮称)鷺沼地区土地区画整理事業に係る事業計画案の策定に伴う小学校用地の方針について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和2年習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

「東習志野7丁目に建設予定の遊技場(パチンコ店)について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(2)並びに議案第31号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、報告事項(2)は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の会議について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間を短縮するため、報告事項については原則として説明を省略し、質疑応答のみを行うことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和2年第8回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

本日については、学校教育部と生涯学習部の対応について報告をする。資料1ページ目を御覧いただきたい。学校教育部だが、8月20日以降の教育活動について、詳細については後程担当課より説明をする。生涯学習部だが、こちらについても、資料2ページ目以降に生涯学習部所管施設の対応について記載があり、詳細については後程担当課より説明をする。なお、こども部の幼稚園関係だが、現在、新型コロナウイルス感染症の対応は万全の体制を取り、通常通りの開園としており、そのことをもって報告とさせていただきます。資料1ページ目からの学校教育部の対応を指導課、資料2ページ目からの生涯学習部の対応を社会教育課より説明をさせていただく、と概要を説明

杉山指導課長

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

「1 小・中学校」について、9月12日に土曜授業を実施した。運動会・体育祭に代わる体育的行事がこの日に行われる予定だったが、雨天順延とし、9月14日月曜日に第三中学校、第五中学校、第七中学校、9月15日火曜日に第一中学校、第六中学校で行われた。また、千葉県学習サポーターを19名配置しており、資料には記載されていないが、スクール・サポート・スタッフ3名が追加配置された。

「2 習志野高校」については、9月1日に始業式を行った。また、夏休みの間、8月22日に、第1回学校説明会を実施し、資料記載のとおり参加があった。

「3 習志野市総合教育センター」について、令和2年度「習志野市ICT教育環境整備プロジェクト」というICT環境の利活用等を検討するプロジェクトチームを8月に発足し、この後検討を加速していく。資料記載のとおり日程で、プロジェクト委員会を開いていく。

「4 主な行事について」だが、小学校陸上大会代替案として、以前報告をしたとおり、近隣2、3校による陸上記録会の実施ということで要項が定まってきたので、11月11日の実施に向けて準備が進んでいるところである。また、資料に記載はないが、今年度は鹿野山セカンドスクールを中止せざるを得ないという状況の中で、9月10日に大久保東小学校で出前授業を実施しているという報告があった。

最後になるが、冒頭に説明した土曜授業について、報告をする。5月時点で、9月、10月、11月の隔週土曜日に半日授業を行う予定としていたが、この土曜授業については、校長会等とも協議し、10月と11月の4日分を休日としての扱いに戻す方向で調整を進めている。また、小学6年生と中学3年生については、12月24日も授業日とする予定だったが、これも休日に戻す方向で考えている。6月、7月、8月に実際に学校に行き、子どもたちの学習の様子を見てきたが、子どもた

ちが非常に落ち着いて学習に取り組んでいるということ、また、学校生活のリズムが安定しており、子どもたちが、学習の内容を繋がりよく学んでいるというような状況が見えてきた。そうした中で、各学校が日課や教育課程等を工夫し、保護者の皆様の御協力のおかげもあり、現在、学習の進捗については、多くの学校で例年の9月中旬と同様のところまで戻ってきている。一方で、ここに来て子どもたちに疲れが見えてきているという声も学校から寄せられている。子どもの心身の負担を軽減し、感染症への抵抗力を高めるといったことから、市内で一斉に土曜授業を行うのではなく、休日に戻す方向で調整している、と概要を説明

藤原社会教育課長

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

主に9月1日以降の変更点、動きについて説明をする。資料3ページ目を御覧いただきたい。「[第4段階]9月1日(火)以降」ということで、図書館については、中央図書館の視聴室の利用の再開、また、学習室の開放ということで、運営を始めているところである。

続いて、資料4ページ目、富士吉田青年の家になる。こちらは、「[第2段階]9月15日(火)から9月30日(水)まで」ということで、50人までの人数制限と対策を講じた上で、体育館の利用、また、日帰りの利用を再開している。10月1日以降については、各部屋の定員を概ね半数とする中で、家族単位の特典個人利用の宿泊利用を再開することを予定している。当面の間は、学校や団体等の大勢の利用については、今後の状況を見ながら判断をしていきたいと考えており、今のところは休止としている。

主な動きは、以上となる。そのような中、9月15日に千葉県から今後のイベントの開催、また、施設運営や利用にあたって緩和措置が出され、制限が徐々に解除されてきている。これらの状況を踏まえ、市の生涯学習施設においても、利用制限の緩和や方法等について、検討して行きたいと考えている、と概要を説明

古本委員

学校教育について、春に中止となっていた学校健診が9月から始まりつつあるが、学校によって対応が違うという話を伺っている。また、現場の方からは、感染症対策が甘いのではないかという話も聞いている。感染症対策は個別に対応してほしいという話になっているようだが、個別で対応していると、現場で非常に混乱が起きる。統一して、消毒の方法等を養護の先生にも負担がかからないように、こちらから指導や指示を行い、関係各位と調整していただいた方がスムーズにいくのではないかと思うが、その辺りはどのようにしているのか、と質問

野村学校教育課長

今ほど御意見をいただいた件については、先日、医師会会長のもとへ、私と担当の指導主事で伺い、話をしてきた。学校として準備しなければならないものに不足があるとの御指摘もいただいた。令和3年3月31日までに健康診断を行うということも踏まえて、学年を減らしたり、工夫・検討をし、教育委員会として学校に指示を出したところである。今後、更なる工夫・検討をしなければならない部分も出てくることもあると思うが、御意見等をいただきながら進めていきたいと思っている、と回答

古本委員

非常に大変だと思うが、双方の目的は、児童生徒の健康を守ることだと思う。協力し合ってスムーズに流れるよう、風通し良く話し合っていたらいいと思う、と発言

馬場委員

学校教育について、先ほど土曜授業の件で説明があり、学習の遅れを取り戻しつつあるとのことで大変喜ばしいことだと思うが、新型コロナウイルス感染症に感染した子どもが出た学校については、臨時休業があったと思う。そういった学校は土曜授業を行うのか。学校によって土曜授業を行うところもあるという認識でよろしいか、と質問

杉山指導課長

まず、今後の臨時休業等については、新型コロナウイルス感染症だけではなく、インフルエンザ等でも想定されるが、現在のところ長期に及ぶ臨時休業は避けられるだろうという想定の中で、授業時数や子どもの学習進度というところでは、年度末までに終える見込みがあると捉えている。一方で、すでに体育的行事を土曜日に予定しているとか、授業参観等で土曜日に何かしらの行事を予定していた学校については、例年同様に、土曜日に授業をやった場合には月曜日に代休を取るという方向で進めている。学校をあまり縛らないようにしており、いわゆる昨年度までと同じ状況に戻すというようなところで対応を進めているということで御理解いただきたいと思う、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(3) 令和2年度1学期いじめアンケートの集計結果と考察について (指導課)

杉山指導課長

報告事項(3)「令和2年度1学期いじめアンケートの集計結果と考察について」、説明する。

いじめアンケートについては、本年度の臨時休業の影響もあり、記名式アンケートは6月下旬の実施になり、また、無記名式アンケートは7月中旬の実施となっている。例年だと、始業式から約2ヶ月後を目途にアンケートを始めているので、今回の数値については単純な経年比較はできないという状況である。

資料1ページ目、2ページ目を御覧いただきたい。まず、小学生のアンケートでは、全体の回収件数9千6件、その内、いじめを受けたと訴えた児童が588件で、約6.5%であった。また、中学生においては、全体の回収件数が3千989件、その内、いじめを受けたと訴えた生徒が10件で、約0.3%であった。先ほど申しあげたとおり、今年度の認知件数が少ないのは、学校の始まりからアンケートを実施するまでの期間が短かったということもある。次に、学年ごとで見ると、学年が上がるほど、いじめの訴えは減少する傾向というのは例年通りであった。また、小学1年生の認知件数について、294件と多いように見えるが、この点については、「友達から嫌なことをされた」の中に、「問題を解いている時に答えを言われた」や「後ろを振り向いて給食中に話し掛けられた」、「約束したのに先に帰ってしまった」等の、低学年ならではの嫌な感情というのも含まれている。こうしたものに対しても、丁寧に対応しているところである。次に、過去3年間の1学期の学年別いじめ認知件数を比較すると、例年と同様で、中学3年生に向けて認知件数は減っていくという傾向が見られている。

資料3ページ目を御覧いただきたい。いじめられた相手についてである。小学生では、同じクラスの児童が約69%を占めており、続いて、同じ学年の児童が約19%で、小学生においては、人間関係がまだ狭い中でいじめが起きているというような傾向が毎年のように見られている。次に、中学生である。小学生に比べて、同じクラスの生徒は減るが、一方で、同じ学年の生徒が増えている傾向である。中学生なので、人間関係が小学生よりも広がり、その人間関係の中に、いじめがあるという状況である。

資料4ページ目を御覧いただきたい。いじめの態様としてどのようなものが多いのかという特徴をみると、小学生では「からかい等」が最も多く、約50%を占めている。また、小学1年生について

は「暴力」を訴える児童が102件で、特徴的に多いところである。言語を介したコミュニケーションが未発達であることから、なかなか適切な人間関係が言葉を通して築きにくいような特徴もあるのではないかと考えている。次に、中学生である。中学生についても、「からかい等」が最も多く、50%を占めている。小学生との違いは、「暴力」が減少し、「仲間外れ等」や、「スマートフォン・メール」が増加しているというところで、生活の中にSNS等の利活用が進んでいる中で、そういった部分が増えていると考えている。また、発達段階によって、いじめの態様は違っているので、データを一つひとつ参考にしながら、きめ細かな指導助言を引き続き行っていく。

資料5ページ目を御覧いただきたい。いじめられたとき誰かに相談したかという問いを習志野市では設けている。この中で、小学生については、「相談したくてもできなかった」という児童が、昨年同時期は3.6%だったが、昨年度と比べて少しだけ減少している。今年度については、総合教育センターで、いじめ相談メールにも取り組んでいるところで、本市としては、相談にいかにつまづいていくかという課題意識を持っているところである。次に、中学生だが、中学生についても、相談したくてもできなかった生徒が、昨年度の1学期と比べると減少している。小中学校ともに、相談したくてもできなかった子どもに対して、本年度はSOSの出し方教育等を休み前や臨時休業中に学校から指導していただいたという現状がある。

資料6ページ目を御覧いただきたい。いじめられたとき、誰に相談をしたかという問いについてまとめている。小学生では、「家族」の割合が一番多く、続いて「担任」という結果となっている。次に、中学生である。中学生では、小学生と同じく、「家族」への相談の割合が一番多い。また、「友達・先輩」への相談が小学生に比べて増えているという特徴がある。

資料7ページ目を御覧いただきたい。なぜ相談しなかったか、なぜ相談したくてもできなかったかを子どもたちにアンケートを通じて継続的に聞いているところだが、小学生の理由で一番多いのは、「誰に相談するかわからない」で、27%となっており、特に低学年の児童の割合が高くなっている。中学生は、今回は1件のみの回答だったが、「相談するの必要がないと思ったから」と回答されている。このアンケート結果に限らず、子どもたちの声を拾っていくことが大事だと思っている。

資料8ページ目を御覧いただきたい。現在もいじめが続いているかについて、それぞれ資料記載のとおりとなっているが、ここについては、学校の方でも継続して指導し、見守っている件数も含まれている。中学校についても、資料記載のとおりとなっている。いじめにおいては、解消に向けて最後まで見守っていくというようなところがあるので、子どもが「いじめがなくなった」と言った後でも、見守りを強化していくことを続けている。

資料9ページ目を御覧いただきたい。本市のいじめの状況と対応についてだが、資料記載の4点が特徴としてある。これについては、例年と同様の傾向である。今後の課題と方向性としては、特にアンケートによっていじめを発見する割合が高いので、教育相談アンケート、いじめアンケートについて、9月下旬頃と10月下旬頃にそれぞれのアンケート実施し、これと教育相談を組み合わせしていく。これを2学期、3学期としっかりやっていき、いじめの早期発見と早期対応へ繋げていく。アンケートの集計結果をもとに、校長会とも意識共有や情報共有をし、先生方とも情報共有を行い、いじめに対応していこうと考えている。また、児童生徒の中からいじめをなくそうとするような取り組みとして、現在、新型コロナウイルス感染症禍で、なかなか児童会、生徒会活動ができていないが、いじめについてはこういった取り組みも促していくようなことをやって行きたいと考えている、と概要を説明

古本委員

現在もいじめが続いているかという設問について、小学生で106件、中学生で5件とのことだが、これは全部認知されているのか、と質問

杉山指導課長

アンケートの回答は、各学校が捉えている。いじめが続いているというのは、どの時期から続いているかわからず、アンケートを実施する直前からいじめが始まり、このアンケートに書いている場合や、以前アンケートを実施した頃から続いている場合もある。いじめの始まりの時期は違うが、いじめが続いていると回答があったものについては、学校でも把握している。今も対応を続けているところである、と回答

古本委員

いじめが続いているというのは、本人にとっては、毎日が地獄だと思う。いじめられている子どもが1人でもいてはいけないと思うし、認知されているのであれば、より早く、この辛い状況から開放してあげられるように努力してあげるべきだと思う。理想論かもしれないが、早く楽にしてあげられるように努力を続けてもらいたいと思う、と発言

杉山指導課長

本当に子どもたちはその日その日に辛い思いをしているので、学校と教育委員会とで情報を密に取り合い、取り組んで行きたいと思う、と回答

高橋委員

資料3ページ目、いじめられた相手の表で、小1の下級生というのは何を意味するのか教えていただきたい、と質問

杉山指導課長

学校に確認するが、恐らく、地域の中で一緒に遊んでいたりする年下の子だと思う。この11件の実態については、学校の方に問い合わせを把握をしていきたいと思う。今のところ、具体的な内容については、申し訳ないが把握できていない、と回答

高橋委員

これまでも教育委員会で、いじめを受けても相談できない子が習志野市の場合多いということが課題になっていたと思う。それに対応して、先ほど説明のあった、SOSの出し方教育など、とても素晴らしいことをやっていると思う。やはりいじめというのはなかなか0にはできないと思うが、その場合はしっかり相談できる体制、支援できる体制が学校に求められるものだと思う。そういった意味で、教育委員会会議でも様々な計画や評価が出ているが、まさにこれこそ、経年的にどうなったか、習志野市としてどのような対策をとったかということ、1年限りではない形で見、段々に改善していただけたら良いと思う、と要望

杉山指導課長

私も同じように課題意識を持っている。数値の整理や、どんなことをやってきたか記録をきちんと積み上げて分析していきたいと思う、と回答

馬場委員

いじめのアンケートによる認知件数が、学年が上がるにつれて減る傾向にあり、これは例年同様とのことだが、学年が上がっていくと、記名式であればなおさらだと思うが、アンケートにすら書きたくないとか、先生にも知られたくないといった、隠れた部分というのは必ずあると思う。件数が減っているという数字だけではなく、今後の課題と方向性にも記載があるが、子どもの様子をよく見ていただいて、教育相談とアンケートを一緒に考え合わせるというようなことが言われたが、子どもの様子をよく見るというのは基本だと思うので、アンケートの数字だけを鵜呑みにするのは

なく、先生方は忙しいので、生徒の様子をずっと見るというのは大変かもしれないが、そこは先生方に少し頑張ってもらって、少しでも苦しんでいる子どもたちを助けてあげてほしいと思う、と要望

杉山指導課長

学年が上がるにつれていじめの認知件数が減少するというのは、国、県ともに同じ傾向であるが、その分、見えないところに潜んでいることや、案件が重くなることは認識している。何よりも、今ほどお話をいただいたように、数字の裏には児童生徒一人ひとりの顔があるという認識のもとに、学校とも情報共有して進めていきたいと思う、と回答

小熊教育長

いじめを把握し、解決に向けて取り組むため、今年度からいじめメール相談に取り組んでいるが、どのような状況になっているか説明していただきたい、と発言

笹生総合教育センター所長

本年度から始まった、総合教育センターのいじめメール相談の現状について説明する。8月末までに、友達とのトラブルや学校行事、校則、先生に関する事などについて、5人から相談を受けている。相談者に対しては、こちらからアドバイスではなく、働きかけのような言葉を返している。総合教育センターのメール相談では、子どもたちとのやりとりをきっかけにして、長期的に支援ができるよう、1回メールのやりとりをして済んだ子どもに対して、メールが来なくても、こちらの方から近況を伺うようなメールを送っている。2学期が始まってから1週間後に、これまで相談のあった子どもたちに、総合教育センターから近況を尋ねるメールを送った。返ってきた返事は、「2学期、少し心配なことがあるけれども、頑張っている」というような返事であった。これからもメールに関しては、やりとりした子どもたちとは繋がり、長期的に支援ができるように努めていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

何らかの形で子どもたちの声を拾うため、教育委員会としてはしっかり周知を行い、子どもたちがいつでも声を挙げられるようにしていきたいと考えている、と発言

高橋委員

確認させていただくが、人間関係だけではなく、いじめという話になると、子どもにアドバイスをするだけではなかなか解決しないことも多いと思うが、総合教育センターでは学校と連携して人間関係を調整するようなことも行っているのか、と質問

笹生総合教育センター所長

今後も学校と連携を図りながら対応していく、と回答

高橋委員

別件にはなるが、私も大学生を教えていて、高校の時に深刻ないじめを受けている学生がおり、教育実習で母校に帰るのに、ある特定の人がいるのであれば教育実習できないと言われることがある。習志野高校でのいじめの調査や実態について、把握しているのかどうか伺いたい、と質問

荻原学校教育課主任管理主事

習志野高校では、年2回いじめアンケートを実施している。今年度も7月に実施しており、回収し

た中で、今回は「いじめがある」という回答は0であった、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 東習志野7丁目に建設予定の遊技場(パチンコ店)について

(教育総務課・学校教育課)

中野教育総務課長

報告事項(4)「東習志野7丁目に建設予定の遊技場(パチンコ店)について」、説明する。

資料を御覧いただきたい。全体図の左上に拡大図を載せている。地図中の赤い部分が当該建設予定地となっている。この建設予定地から南西の位置に実花小学校がある。小学校と建設予定地の距離が近いが、間にイオンタウンやロイヤルホームセンターの建物があるので、騒音等の影響はないものと捉えている。地図上に紫色の線で表しているものについては、東習志野8丁目から実花小学校までの主な通学路を示している。資料記載のとおり、当該建設予定地前に通学路が設定されている。これに関しては、学校までの通学に多大なる影響があることを鑑み、建設中並びに営業が開始された後において、児童の安全を必ず確保してほしいという意味で、警備員の配置等を要求している。なお、加えて、小学校の方にも事業者等が説明を行っている。その中において、小学校からは、「事業者から概要や安全面の確保について、保護者に対して説明会を行ってほしい」という要望もある。これについても、市長事務部局の建築確認担当課に伝え、説明会の開催について要求をしているところである。以上、東習志野7丁目にパチンコ店が建設されることの報告、並びにそれらについて、教育委員会として児童の安全確保の観点から、以上のような要求をさせていただいているという報告となる、と概要を説明

小熊教育長

学校との協議や対応等の状況について、補足して説明していただきたい、と発言

野村学校教育課長

今ほど教育総務課長から説明があったが、地図上に紫色で示されている道については、実花小学校の児童の通学路にあたっている。その中で、まず教育委員会として建設業者の方に3点の要望をした。1点目は、実花小学校への通学路であることから、工事中及び登下校の時間帯に警備員の配置をお願いしたいということ。2点目は、実花小学校へ工事に対する説明を行ってほしいということ。3点目は、実花小学校から要望事項があれば対応してほしいということである。その後、実花小学校に3点の要望を行ったことを報告したところ、9月中旬に実花小学校の方から事業者に対して、保護者に対して説明会を開いてほしいとの要望が出されている。要望の内容として、全体の工期と現在の建物の解体工事の期間、作業時間、工事中の車両出入口の具体的な場所、車両出入口には警備員が立つのか、工事期間中の落下物などの対応ができるのか等、また、開店後について、パチンコ店の開店はいつになるのか、出入口はどうなるのか、来店者が車で来る場合の通行のルートはどうなるのか、児童の安全に対する配慮はどうか等の要望書が出されている。現在、教育委員会と小学校からそれぞれ要望書を出しており、回答を待っているところである、と回答

小熊教育長

今後建築物が完成した場合、現状の通学路がどのように変わっていくのか、小学校に確認はしているのか、と発言

野村学校教育課長

現在の通学路に関して、100人以上の児童が通っている。学校長と確認をしたところ、学校長の方もまだ詳細に説明を受けていないところがあり、一体何ヶ所から工事の車両が出入りするの、出入りする車両の種類や大きさはどのようなものなのかがわからないところではあるが、状況によっては通学路の変更も想定はしているという回答をいただいている、と回答

古本委員

事業者だけに依頼するのではなく、法律上は建築物ができることについて何かできるわけではないので、小学校サイドとしても、一番良い安全な通学路を考えて、一方的ではなく、こちらからも安全を確保するよう努力していただきたいと思う、と要望

野村学校教育課長

教育委員会と学校で連携しながら、子どもの安全を守っていききたいと思う、と回答

小熊教育長

子どもたちの登下校の安全に関しては、市長事務局を通して事業者にもしっかりと伝えていく、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

議案第32号 習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について (学校教育課)

野村学校教育課長

議案第32号「習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」、説明する。

習志野市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について、給付方法の変更に伴い、内容及び様式の変更を行うために提案するものである。

これまで、要保護及び準要保護児童生徒援助費の給付については、学校教育課から学校を通して保護者口座に振り込みを行っていた。しかしながら、学校を経由しない方が速やかに給付できること、また、事故や不祥事の防止等の理由から、学校教育課から保護者口座へ直接振り込みを行うように変更するものである。これに伴い、要保護及び準要保護児童生徒援助費の申請に合わせて、保護者の振込先指定口座の情報を求めるようにするため、様式を変更するものである。

変更については、資料2ページ目の新旧対照表を御覧いただきたい。要綱第4条第1項の様式名を準要保護児童生徒援助費受給申請書から、準要保護児童生徒援助費受給申請書兼口座振替書に変更する。次に、資料3ページ目、4ページ目の様式を御覧いただきたい。要綱第4条第1項と同様に、様式名を変更する。また、様式の下方部分に振込先指定口座の記入欄を加える。

施行期日については、公示の日からとする。また、今回の改正により、様式の変更を行うが、残存する改正前の様式を施行後に使用しても無効とならないよう、経過措置として附則に追記する、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号（仮称）鷺沼地区土地区画整理事業に係る事業計画案の策定に伴う小学校用地の方針について
(教育総務課)

中野教育総務課長

協議第1号「(仮称)鷺沼地区土地区画整理事業に係る事業計画案の策定に伴う小学校用地の方針について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。(仮称)鷺沼地区土地区画整理事業ということで、この中における小学校用地の方針について、3点、(仮称)鷺沼地区土地区画整理事業の概要、鷺沼小学校の現状、小学校設置基準について説明をする。

資料2ページ目を御覧いただきたい。こちらは、9月1日付け区整第40号で市長から教育長に対し依頼された文書である。鷺沼市街化調整区域については、土地区画整理事業実施に向けた準備が進んでいること、本事業の実施に向け、設計概要や全体事業費、計画人口等を定める事業計画案をこれから策定すること、その中において、公共公益施設用地の取り扱いを整理する必要があることから、小学校用地に関する方針について提示していただきたいという内容の依頼文となっている。

資料3ページ目を御覧いただきたい。鷺沼市街化調整区域と左上に記載がある。「街化」の真下当たり空白になっている部分が現在の鷺沼小学校である。写真中央、赤線で囲われた部分が調整区域であり、これイコール区画整理事業の区域ではない。この赤線の中の内、宅地化されている部分がいくつか見えるが、このようなところを主に除き、区画整理事業が行われると伺っている。大体この赤線の中で、広さで言うと、43ヘクタール、43万平方メートルということ伺っている。この鷺沼地区市街化調整区域内における区画整理事業の中に、小学校用地として、鷺沼小学校の移転先の確保ということでの話となる。

資料4ページ目を御覧いただきたい。区画整理の大まかなスケジュールとしていただいたものである。令和5年に土地区画整理組合というものを設立する。その前段階として、表の上段になるが、令和2年、令和3年に、土地区画整理組合の設立に向け、事業計画書というものを作成する。そのために、小学校用地をどのようにしていくかということでの依頼である。この中において、区画整理組合等が設立された中で事業計画ができ上がる。ここから想像すると、このスケジュール通り進んだとして、早くても令和8年から令和10年頃に新しい小学校ができ上がるような想定になると考えている。

資料5ページ目を御覧いただきたい。鷺沼小学校の現状について、説明する。左上の地図は鷺沼小学校区を表している。色刷りになっている部分が鷺沼小学校の学校区になる。中央に鷺沼小学校があり、色が3色に分かれているが、これは中学校の学校区毎に色分けしている。青色の部分が第五中学校、緑色の部分が第三中学校、オレンジの部分が第六中学校ということで、鷺沼小学校は3つの中学校区に分かれる。鷺沼小学校から南東にある特に宅地等が建っていないところが、先ほど説明した市街化調整区域であり、このような距離感で、鷺沼小学校と市街化調整区域がある。「(2)児童数」である。令和2年度については、令和2年5月1日現在で、鷺沼小学校の児童数は774人で、27クラスある。令和3年度以降の学級数推計をしているが、令和7年度には、679人ということで、100名程度減少するのではないかと推計を立てているところである。「(3)学校面積」である。鷺沼小学校の用地全体が、1万2千926平方メートルで、建物敷地が7千860平方メートル、運動場が5千66平方メートルとなっており、建物敷地に比べ運動場の方が小さいことから、このまま建て替えをする場合においても、建て替え用地の確保がかなり厳しいという状況がある。5千66平方メートルのところを7千860平方メートルを建てるということは不可能なので、何らかの方策を考える必要がある。また、校舎の床面積は5千81平方メートル、体育

館が855平方メートル、プールが325平方メートルということで、それぞれの建物はこのような延べ床面積となっている。「(4)教室使用状況」である。現在、鷺沼小学校においては、資料記載のとおり、ほぼ全ての教室が通常学級で占められており、その他、職員室等の諸室、家庭科室や理科室の特別教室で、全部埋まっているような状況である。つまり、これ以上の児童増加への対応が非常に厳しいというのが、今の建物の現状である。このような状況の中、現在の鷺沼小学校ではこれ以上の児童の受け入れはかなり厳しいということ、並びに現在の学校用地では建て替えが困難な状況にあるという現状がある。

資料6ページ目を御覧いただきたい。小学校設置基準である。資料7ページ目に記載の第8条が、法的に言うところの校舎の面積、運動場の面積が定められた部分である。校舎の面積で言うと、別表記載のような計算式から計算すると、校舎の面積については、法的な基準の中において、3千600平方メートル程度あればよく、運動場に関しては、721人以上児童がいるので、7千200平方メートルは必要だというような状況になっている。

ここまで、(仮称)鷺沼地区土地区画整理事業の説明をした。これらについて、学校の移転先を確保することの依頼や、また、移転するにあたっての注意事項等について御協議いただき、御意見等をいただきたいと思う、と概要を説明

古本委員

市街化調整区域内に例えばマンションなどができた場合、現在の鷺沼小学校で受け入れることは可能なのか、と質問

中野教育総務課長

この土地の利用計画についてはこれから作るということで、そのような構想があるかどうかも含めて今後の話となるが、仮定として、JR幕張本郷駅が近いことから、マンションが建設されることも想定される。そのような中で、現在の鷺沼小学校の用地では、先ほど説明させていただいたとおり、教室の数等も含めて受け入れは非常に厳しい。このような状況において、新たに区画整理事業区域内に小学校用地を設けていただくことをお願いするというのが一番良いのではないかと考える。その中においては、当然人口が増えた分を含めて対応できるようにしていただきたいというのが、こちらとしての希望になると思っている、と回答

古本委員

我が市では、かつて谷津小学校で児童を受け入れられなかったという経験がある以上、あくまでも理想だが、今回に関して言えば、できるだけそういうことがないように考えた方が良いのではないかと思う。さらに、無茶なこととはわかっているが、我が市には陸上大会ができる場所がない。毎年のようにスポーツ審議会でも解決先はないかという話が出るが、土地がない。不可能かもしれないが、そういうことも含めて考えてみるのも一つの機会ではないかと個人的には思う。当然土地を持っている人たちの意見等もあるし、利害も絡んで調整も非常に大変だと思うが、ぜひ、100年後にも住んでよかったと思える街をつくれるように、大きな土地などを確保できる時に確保しておくのがいいのではないかなと思う、と要望

中野教育総務課長

ただいま、御意見、御希望ということで承った。まさにおっしゃるとおりで、新しく街ができる中で、現在の鷺沼小学校から考えると受け入れが本当に厳しいという現状から考えれば、この中で、広い土地を小学校用地として確保して、100年後という話もあったが、100年後の次の建て替えも含めて考えた中では、相応の広さ、2万平方メートル程度を確保した上で教育環境を整えていくということが必要だと考えている。また、スポーツ施設については、それぞれ関係部局と協議をしな

がら、なるべく設けられる部分について、そういった要望等は相談させていただきたいと考えている、と回答

馬場委員

今ほどの古本委員の話に少し関連するが、「音楽のまち習志野」で、マーチングをやる学校がかなり多い。マーチングの練習をできるところが市内にはなく、習志野高校で言うと、成田の体育館を借りたり、千葉ポートアリーナを借りたり、そういった市外の施設を借りて練習をしなくてはならないという現状がある。マーチングでこれだけ頑張っている学校で、市役所で金賞受賞の学校が披露するということもあったが、そういったことも考えると、ぜひマーチングができる広さの体育館、マーチング場ということで、土地の広さが取れるのであれば、スポーツ施設もだがマーチングもぜひお願いしたいと思った、と要望

中野教育総務課長

学校という部分からは多少離れるが、教育としてはその部分は十分勘案すべきことだと思う。また、袖ヶ浦体育館等もあり、今後のまちづくりの観点から、意見を述べさせていただく機会は十分あるだろうと考えている。そういった中では今ほどいただいた要望も含めて、協議の場に出していけたらと考えている、と回答

馬場委員

ぜひよろしくお願いしたい。かねてから気になっていることがある。現状の鷺沼小学校の児童で、JRの陸橋を超えて学校に通う児童たちがいると思うが、その子たちの通学路が非常に危険だと思っている。その陸橋は国道14号に通じる道で、車の通りがとても多い。そういうことも考えると、仮に新しく学校ができた場所に通学路を設定する際に、安全性を重視していただきたい。なおかつ、陸橋を越えてくる児童たちの通学路の確保というのも併せて考えてもらいたいと思う。それぞれの小学校の通学路には様々な施設等があり、危険なところ等もあるとは思いますが、せっかく新しく作るのであれば、例えば通学路に広い歩道を設けていただき、子どもたちが通りやすくする、車の通りがあっても安全に通れる歩道を、ぜひ確保するような方向にさせていただきたいと思っている、と要望

中野教育総務課長

あくまでも区画整理の中の話にはなるが、この区画整理の区域内においては、もちろん、今ほど委員からお話があったように、きちんと歩道を確保し、大勢の児童が一度に通学をしたとしても大丈夫なような安全対策を必ずやっていただきたいということは、こちらも十二分に認識をしている。また、区画整理外の部分において、今ほどお話のあったような陸橋の部分や、調整区域でいうと、車両は通行止めになっていると思うが、JR幕張本郷駅に近い部分で鷺沼東跨線橋の改修などの話も出てくるかもしれない。その際には、今ほど委員からお話があったように、まずもって鷺沼小学校区全体を考えた中で、通学路の安全対策は当然考えなければいけないと思っている。そういった部分においては、区画整理と併せながら、要望できる部分は要望していきたいと思っている、と回答

高橋委員

通学という部分に関わるが、学校の広さだけではなく場所も大事で、広い場所を確保するためとはいえ、区域内の端の方に建ってしまうと、非常に今通っている児童が通いにくくなると思う。例えば、今の鷺沼小学校に近い辺りとか、全体の学区の中の中心に近いようなところに土地を確保していただくということが大切かと思うが、いかがか、と質問

中野教育総務課長

通学の距離というお話かと思う。資料5ページ目を御覧いただきたい。現在の鷺沼小学校から遠いところというと、第五中学校区が一番北の辺りで、企業局の辺りになるが、ここから大体1.2キロメートルから1.3キロメートルぐらいの通学距離になっている。また、第六中学校区の東の方で、梅林園の近くになるが、大体1.5キロメートル程度となっている。通学距離が延びたりするというのはやはり避けたいところである。現在の鷺沼小学校から、先ほど説明した市街化調整区域の入口の部分は、大体350メートル程度離れている。現在の場所から一番近いところというとその辺になるが、そういった意味においては、一番近いところに小学校用地を設けていただける場合は、300メートル程度延びる、梅林園の方から通っている児童からすると近づくような形になる。いずれにしても、例えばこれがJR幕張本郷駅付近のような位置になり、通学距離が非常に伸びてしまうということは、今ほど委員からお話のあった通りかと思うので、その点については、なるべく今と環境が変わらないような近い位置に小学校用地を設けていただきたいという要望を出していきたいと思う、と回答

古本委員

今ほど各委員からあった話と少し関連して、適正規模・適正配置もこれから進めてくという話だと思うが、なるべく同じ学区内で別の小学校に通うことがないようにしていただきたい。現在そのようになっているところも含めて、これを機に今後考えていくという認識でよろしいか、と質問

中野教育総務課長

その通りである。鷺沼小学校区内に移転をすることになるので、そういったことのないように、学校の大きさ、敷地の大きさを勘案しながら、市長事務局と協議をしていきたいと考えている、と回答

古本委員

いい機会なので、学区の調整や整理等も含めて、適切な形にしていただきたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、(仮称)鷺沼地区土地区画整理事業に係る事業計画案の策定に伴う小学校用地の方針については、教育長一任とし、意見等を踏まえた上で、市長事務局へ提示することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定され、協議第1号は終了した。

<報告事項(2)並びに議案第31号については非公開。
ただし、報告事項(2)については、令和2年9月18日をもって
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

報告事項(2) 臨時代理の報告について(令和元年度教育費決算について) (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

議案第31号 習志野市通学区区域審議会委員の委嘱について

(教育総務課)

利根川学校教育部主幹

議案第31号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第31号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和2年習志野市教育委員会第9回定例会の閉会を宣言